

すべての子どもに 豊かな学びを保障するために

河内町教育委員会

河内町は、一人一人の子どもが安心して学び、自分のよさを伸ばしながら「生きる力」を身に付け、夢と希望に満ちた将来に向けて着実に自立していく教育を目指しています。学校は、一人一人の子どものニーズに応じた豊かな学びを、日々の授業において実現するために様々な配慮をしています。2016年には「障害者差別解消法」が施行されました。河内町でも、障害の有無にかかわらず、すべての子どもが自分らしく学び、生活していけるように、さらにきめ細かな配慮（合理的配慮）を提供していきます。



「障害者差別解消法」とは

すべての人が障害の有無にかかわらず、お互いに尊重し合いながら共に生きる「共生社会」を目指して制定・施行された法律です。

- ◇障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止
- ◇合理的配慮の提供義務（国・地方公共団体）

「合理的配慮」とは

障害のある子どもが他の子どもと平等に教育を受ける権利を享受・行使することを確保するために行われる次のような配慮のことです。

- ◇町や学校が必要かつ適切な変更・調整を行うこと
- ◇障害のある子どもの状況に応じて、個別に必要とされるもの

町や学校による「合理的配慮」の例

- ・移動や日常生活の介助をする生活支援員を配置する。
- ・学習面を支援する学習支援員を配置する。
- ・デジタル教材、ICT 機器などを用意する。
- ・教科書、教材、図書等の拡大版及び点字版を確保する。
- ・ワークシートやテストの問題文などに読み仮名をつける。
- ・ワークシートやテストの問題文などの文字を拡大する。
- ・クールダウンするための場所を確保する、など。



合理的配慮提供までのステップ

① 申 出

① 障害者差別解消法では、合理的配慮の提供については、本人や保護者からの申出による「意思の表明」が前提になります。求める場合には、学校の学級担任にお申し出ください。

② 検 討

② 合理的配慮は「過度の負担を課さないもの」となっていますが、一律の基準はなく、町や学校が体制面、財政面を勘案しながら、個別に対応します。

③ 合 意 形 成

③ 合理的配慮は、本人・保護者に情報を提供しながら、可能な限り「合意形成」をした上で決定していきます。

④ 個別の教育支援 計画への明記

④ 決定された合理的配慮は、個別の教育支援計画に明記し、さらに個別の指導計画にも活用します。

⑤ 配慮の提供

⑤ 学校生活において、決定された合理的配慮を実施することによって、本人が安心して生活や学習に取り組めるようにします。

⑥ 評価・修正

⑥ 合理的配慮が、十分な教育を受けるために提供できているかという観点から、校内委員会等で定期的に評価し、必要に応じて見直して内容を修正していきます。

◇河内町では、2018年4月に義務教育学校「かわち学園」を開校し、同時に「0歳から15歳までの切れ目のない支援システム」も整えました。これにより、認定こども園から義務教育修了段階まで、一人一人の子どもを丁寧にフォローアップし、必要な支援を提供することができるようになりました。また、学校では、すべての子どもが安心して学習に参加し、質の高い教育を受けることができるよう、授業をよりよいものにするための実践研究を続けています。

お子様の生活や学習について何か気になることがありましたら、小さなことでもお気軽に町教育委員会または学校の学級担任にご相談ください。本人・保護者、各関係機関と学校・町教育委員会と一緒に話し合っ、お子さんのよりよい成長と将来の夢の実現のために必要な配慮をしていきます。

【問い合わせ先】

河内町教育委員会事務局 0297-84-3322

河内町立かわち学園 0297-84-6233

